



## 会員からの相談事例

札幌市医師会顧問弁護士 佐々木 泉 顕  
 弁護士 大 浦 佳 純

### 【事例】

当病院では、患者の忘れ物を保管する運用をとっておりますが、忘れ物の量が膨大となっており、取り扱いに苦慮しております。

- (1) そもそも、このような遺失物の保管方法は、本来どのように行われるべきでしょうか。
- (2) 遺失物の保管方法に関して、患者に対しては、どのように周知するとよろしいでしょうか。
- (3) 当病院において、どの程度の期間遺失物を保管すべきなのでしょう。
- (4) 遺失物の持ち主がいつまで経っても現れない場合、当病院において、保管している遺失物を廃棄処分することは可能でしょうか。

### 【回答】

(1) について

貴病院が遺失物をしっかりと管理できるような場所で保管することがよろしいでしょう。

(2) について

遺失物に関する周知文の掲示を行ったり、遺失物に関する連絡ノートを貴病院に備え付けたりするなどの周知方法をとるべきでしょう。

(3) について

長期間の遺失物の保管は想定されておりませんが、多少の期間（例えば、1週間程度）であれば、遺失物を保管することも許されると考えられます。

(4) について

残念ながら、貴病院において、遺失物を廃棄処分することはできません。

### 【解説】

1. はじめに

遺失物に関する取り扱いについては、遺失物法に規定がございます。

遺失物法13条によりますと、施設占有者は、速やかに、交付を受けた物件を遺失物者に返還し、又は警察署長に提出しなければならないとされています。

もっとも、その施設を不特定かつ多数の者が利用する施設占有者のうち、遺失物の交付が多数に上り、かつ、これを適切に保管することができる者として政令で定める者（特例施設占有者 遺失物施行令5条）については、2週間以内に取得物に関する事項を警察に届け出たときに取得物を自ら保管でき、一定の条件の下、特定の遺失物について売却することが可能です（遺失物法17条、20条）。この特例施設占有者には、例えば、公共交通機関に係る施設占有者などが含まれます。

この点、病院等は、典型的な特例施設占有者に該当せず、北海道公安委員会の指定を受けるなどの例外がない限り、特例施設占有者に該当しません（遺失物法施行令5条5号、施行規則28条）。

よって、病院等については、遺失物を取得した場合には、特例施設占有者に許されている長期間の遺失物の保管や遺失物の処分を行うことは許されません。

2. (1) について

施設占有者は、遺失物について、遺失物を返還し、又は警察署長に提出するまでの間に、これを善良な管理者の注意をもって<sup>1</sup>取り扱わなければならないとされています（遺失物法15条）。

したがって、遺失物の保管については、誰もが

遺失物を簡単に持ち出しすることができる場所ではなく、例えば、受付の管理下に保管するなど、病院等が遺失物をしっかりと管理できるような場所で保管することがよしいといえます。

### 3. (2) について

遺失物法16条により、病院等の施設を不特定かつ多数の者が利用する施設占有者は、施設を利用する者の見やすい場所に、7条1項各号<sup>2</sup>に掲げる事項を掲示するか、7条1項各号に掲げる事項を記載した書面をその管理する場所に備え付け、これをいつでも関係者に自由に閲覧させる必要がございます。

よって、遺失物に関する周知文を掲示したり、遺失物に関する連絡ノートを病院等に備え付けるような方法において、患者に対して遺失物についての周知を行っていくべきと存じます。

### 4. (3) について

「1」で述べましたとおり、病院等は、特例施設占有者に該当しないため、遺失物を速やかに警察署長に届け出るか遺失者に返還する必要がございます（法令の規定によりその所持が禁止されている物件や犯罪の犯人が占有していたと認められる物件については、速やかに警察署長に提出する）。

もともと、遺失者を探すまでにある程度の時間はかかると考えられることから、多少の期間（例えば、1週間程度）については、遺失物を保管することも許されると思料いたします。

### 5. (4) について

「1」で述べましたとおり、病院等は、特例施設占有者に該当しないため、病院等が自ら遺失物を廃棄処分することは許されておらず、廃棄処分をすることはできません。

<sup>1</sup> 「善良な管理者の注意をもって」とは、取引上一般的な平均人として要求される程度の注意義務を有することをいいます（自己が所有する物に対して払う程度の注意義務よりも重い注意義務です。）。

<sup>2</sup> 第7条

1 警察署長は、提出を受けた物件の遺失者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

①物件の種類及び特徴

②物件の拾得の日時及び場所